

第11期
平 川 市 分 別 収 集 計 画

令和7年6月
平 川 市

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	1
(容リ法 第8条 第2項 第1号)	
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
(容リ法 第8条 第2項 第2号)	
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分	2
(容リ法 第8条 第2項 第3号)	
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容リ法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	3
(容リ法 第8条 第2項 第4号)	
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容リ法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法 ...	4
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	4
(容リ法 第8条 第2項 第5号)	
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	5
(容リ法 第8条 第2項 第6号)	
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

1. 計画策定の意義

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、私たちの生活に便利さや快適さなど、大きな恩恵をもたらした。しかしその一方で、資源の枯渇、地球温暖化等の環境問題、さらには最終処分場の残余容量のひっ迫など深刻な問題を引き起こしている。

こうした状況を踏まえ、廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルを推進し資源を有効に活用することで、環境への負荷を低減する「循環型社会」の形成が求められている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容リ法」という）第8条に基づき、本市における推進方策を示すものであり、一般廃棄物の中で相当の割合を占める容器包装廃棄物について、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、循環型社会の実現を目指すものである。

併せて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラ新法」という）に基づき、製品プラスチックについても容器包装廃棄物と一体的に推進する。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたり、基本的方向を以下に示す。

- ①市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、三者が一体となつてごみ排出抑制と資源再利用促進の取り組みを図る。
- ②市民参加型のごみ減量とリサイクル運動をより積極的に促進する。
- ③市民及び排出事業者への広報等による啓発や普及活動、指導をより一層推進する。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直しを行う。

4. 対象品目

本計画は容器包装廃棄物のうち、「アルミ製容器」「スチール製容器」「ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）」「飲料用紙製容器」「ダンボール」「その他の紙製容器包装」「ペットボトル」「その他のプラスチック製容器包装」を対象とする。

また、プラ新法に基づき製品プラスチックについても対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（容リ法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
容器包装廃棄物	2,338	2,311	2,284	2,255	2,227
製品プラスチック	219	216	214	211	208

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（容リ法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。

なお、実施するにあたり、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

○啓発活動の充実

町会等の団体を対象とした出前講座の実施、市主催イベントにおける環境関連ブースの出展、小学生を対象とした環境標語の募集等を行う。

また、3Rの意義及びその効果、ごみの適切な分別方法や排出方法に関する啓発活動についても積極的に取り組む。（ポスター・チラシ・広報誌・ホームページ・平川市LINE公式アカウント等）

○家庭ごみの有料化

家庭ごみの減量化とリサイクルの推進、環境意識の向上、ならびに排出量に応じた費用負担の公平性を図ることを目的として、家庭ごみ（可燃・不燃）の有料化を平成20年度より実施している。

また、粗大ごみについても、平成25年7月より有料化を行っている。

○容器包装廃棄物回収拠点の設置

市民の分別意識を高め、市のリサイクル率を向上させることを目的として、市内3地域（平賀・尾上・碓ヶ関）の公共施設に、年末年始を除き土日祝日を含む毎日利用可能な、容器包装廃棄物の回収拠点を設置している。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（容リ法第8条第2項第3号）

収集及び保管の委託先の設備等を勘案し、収集に係る区分を以下に示す。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	かん
主としてアルミ製の容器	
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主としてダンボール製の容器	ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他のプラスチック製容器包装
プラ新法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容リ法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（容リ法第8条第2項第4号）

（単位：t）

		R8 年度		R9 年度		R10 年度		R11 年度		R12 年度	
主としてスチール製の容器		25.27		24.98		24.68		24.38		24.08	
主としてアルミ製の容器		41.36		40.88		40.40		39.90		39.40	
無色のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		56.87		56.21		55.55		54.86		54.18	
		(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
		56.87	0.00	56.21	0.00	55.55	0.00	54.86	0.00	54.18	0.00
茶色のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		55.39		54.75		54.10		53.43		52.77	
		(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
		55.39	0.00	54.75	0.00	54.10	0.00	53.43	0.00	52.77	0.00
その他のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		29.83		29.48		29.13		28.77		28.41	
		(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
		29.83	0.00	29.48	0.00	29.13	0.00	28.77	0.00	28.41	0.00
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		5.96		5.89		5.82		5.75		5.68	
主としてダンボール製の容器		215.50		213.00		210.48		207.87		205.30	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		2.80		2.77		2.73		2.70		2.67	
		(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
		0.00	2.80	0.00	2.77	0.00	2.73	0.00	2.70	0.00	2.67
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		78.06		77.15		76.24		75.30		74.36	
		(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
		78.06	0.00	77.15	0.00	76.24	0.00	75.30	0.00	74.36	0.00
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		140.68		139.05		137.41		135.71		134.02	
		(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
		0.00	140.68	0.00	139.05	0.00	137.41	0.00	135.71	0.00	134.02
(うち白色トレイ)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		0.00		0.00		0.00		0.00		0.00	
		(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
製品プラスチック(プラ新法に基づく分別対象物)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		22.00		21.74		21.48		21.22		20.95	
		(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)	(引渡額)	(独自処理額)
		0.00	22.00	0.00	21.74	0.00	21.48	0.00	21.22	0.00	20.95

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容リ法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容リ法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
 =直近年度（令和6年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は人口推移から平均推移率を積算し、次のとおり設定した。

R6 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
100.00% (29,559 人)	97.50% (28,820 人)	96.37% (28,486 人)	95.23% (28,150 人)	94.05% (27,801 人)	92.89% (27,456 人)

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（容リ法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行なう。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金 属	スチール製容器	かん	- 市（委託）による 定期収集 - 市による拠点回収	弘前地区環境 整備事務組合
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック		
	ダンボール	ダンボール		
	その他の紙製容器包装	その他の紙製容器包装		
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル		弘前地区環境 整備事務組合
	その他のプラスチック 製容器包装	その他のプラスチック 製容器包装		民間事業者
	製品プラスチック （プラ新法に基づく分 別対象物）	製品プラスチック		

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（容リ法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	かん	ネットバッグ	パッカー車 平ボディー トラック	弘前地区環境整備 事務組合 環境整備センター （選別・圧縮・保管 施設）
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	コンテナ		
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	紙ひも		民間事業者の保管 施設（選別・圧縮・ 保管施設）
ダンボール	ダンボール			
その他の紙製容器包装	その他の紙製容器 包装	紙ひも 紙袋		
ペットボトル	ペットボトル	ネットバッグ		弘前地区環境整備 事務組合 環境整備センター （選別・圧縮・保管 施設）
その他のプラスチック 製容器包装	その他のプラスチ ック製容器包装			民間事業者の保管 施設（選別・圧縮・ 保管施設）
製品プラスチック （プラ新法に基づく分 別対象物）	製品プラスチック			

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

○平川市環境審議会

学識経験者、各種団体の代表者で組織した環境審議会で、一般廃棄物の減量やリサイクルの促進等、市環境行政に関する重要事項を審議する。

○平川市家庭ごみの出し方・資源物分別指導

各町会へ分別収集に係る指導をお願いし、家庭ごみの減量化やリサイクルの促進を図る。

○集団回収の支援

各町会、PTAなどの各種団体が行う集団回収に対し、回収重量に応じた報奨金支払うことで、リサイクルの促進を図る。

○容器包装廃棄物回収拠点の拡充

市が管理する回収拠点とは別に、町会等の地域団体が維持・管理を行う、地域に根差した回収拠点の設置について検討する。